

第4部

各国の少子化対策施策

第1章 フランス

第2章 スウェーデン

第3章 イギリス

第1章 フランス

関西学院大学 経済学部 教授 西村 智

1. フランスの家族政策について

フランスにおける両立支援は、政府のイニシアティブにより家族政策という形で行われてきた。その家族政策の下、企業は法や政令に従って従業員の両立支援を行ったり、あるいは、不足分を補ったりしている。

まず、フランスの家族政策について簡単に紹介したい。

(1) 家族政策の位置づけ

フランスの社会保障は3つのロジックから成り立っている。すなわち、①社会保険のロジック（失業、疾病、老齢、労務災害）、②公的扶助のロジック（生活保護、障害者手当）、③普遍的保障のロジック（家族手当）である。③からわかるように、家族政策は普遍的な社会保障として、社会保険料の納付額や収入に関係なく、原則としてすべての人をカバーしてきた。ただし、2015年7月の社会保障改革は、高所得層を対象に家族手当（Allocation familiale）の減額を決定しており、普遍主義からの大きな転換であったといえる（詳細は脚注3）。

(2) 家族政策の目的

フランスの家族政策は、人口維持と家族の生活水準の維持を目的に行われてきた。現在は、幼い子がいても就業継続ができるよう仕事と家庭の両立、そして、困難を抱える家族の支援を重点項目に挙げている。

(3) 財源

フランスでは社会保障の財源は、一般財源から独立した特別会計システムとなっている。この金庫収入の62.1%（2013年実績）は社会保険料、25.1%はITAFと呼ばれる目的税によって賄われている。ITAFは、健康保険、老齢、家族政策に使われる目的税である一般社会拠出金（CSG: Cotisation Sociale Généralisée）¹と医療費を増加させる商品（酒、たばこ、医薬品）にかけられる特別税、社会債務返済負担金から構成されている。

社会保障は4つの部門（年金・医療・家族・労災）に分けられるが、それぞれの会計は独立している。家族部門のための財源の内訳は、事業主拠出金²（65.3%）とCSG（18.0%）、その他目的税

¹ 社会保障費雇用主負担を軽減する目的で1991年に導入された。フランス在住のすべての人に納税義務がある。税率（2015年度実績）は、稼働所得の7.5%、年金所得の6.6%、資産所得の8.2%である。

² 給与支給総額の5.25%

(15.1%)である。予算は、毎年、社会保障制度の財政関連法の下で国会によって決定される。家族手当支給の運営は、全国家族手当金庫 (CNAF) によって行われており、窓口として全国をカバーする 103 の県家族手当部門 (CAF) がある。

家族手当金庫からの給付は、各家庭への現金給付の他、託児施設の設置・運営を行う自治体や企業への補助金を通して現物支給という形で行われている。

以下、2～4では、家族政策によって具体的に提供されている施策について、現金給付、現物給付、休暇制度の順に紹介する。

2. 子育てに関連する現金給付

(1) 家族手当 (Allocations familiales)

20歳未満の子どもが2人以上いる世帯に毎月支給される手当である (所得要件なし)³。(以下、2015年度実績値である)

子2人：129,99ユーロ

子3人：296,53ユーロ

子4人：463,08ユーロ

子5人：632,63ユーロ

以降、1人増すごとに165,55ユーロ支給

また、14歳以上の子どもについては、1人当たり64,99ユーロの加算がある。さらに20歳になった子どもについても、引き続き扶養しており、かつ、その子に898,83ユーロ以上の収入がなく、それまで3人以上の子どもが家族手当の対象となっていた場合は、21歳の誕生日を迎える前の月まで手当 (子ども1人当たり月額82,19ユーロ) を受給することができる。

(2) 家族補足手当 (多子手当) (Complément familial)

3歳から21歳未満の子どもを3人以上扶養している場合に支給される (所得要件あり)。

支給月額：169,19ユーロ

(3) 新学年手当 (Allocation de rentrée scolaire)

6歳から18歳までの学齢期の子どもがいる世帯に支給される (所得要件あり)。子1人あたり、年齢によって以下の額が支給される。6～10歳は364,45ユーロ、11～14歳は384,56ユーロ、15～18歳は397,88ユーロである。

³ ただし、2015年7月より所得に応じた減額が導入されている。共働きで月6000ユーロ以上8000ユーロ未満の所得がある世帯は2分の1に、同8000ユーロ以上の世帯は4分の1に減額される (所得の上限は子の数によって異なる)。

(4) 乳幼児受入手当 (Prestations d'accueil du jeune enfant (PAJE))

乳幼児受入手当は3歳までの乳幼児を扶養する世帯を対象としており、大きく①出産・養子手当、②基礎手当、③就業自由選択補足手当、④保育方法自由選択補足手当の4つの手当に分けられる。

① 出産・養子手当 (Prime de naissance/ Prime d'adoption)

出産手当は出産に係る費用を補てんするために妊娠7か月に支給される手当である(所得要件あり)。子1人当たり927,71ユーロが支給される。

養子手当は、20歳未満の子どもを扶養家族として養子縁組した世帯に支給される手当である。子1人あたり1855,42ユーロが支給される。

② 基礎手当 (Allocation de base)

基礎手当は3歳未満の乳幼児を扶養する世帯が受給対象となっており、子どもの誕生月から3歳になるまで毎月支給される(所得要件あり)。支給に当たっては、3回の乳幼児健診が義務付けられている。支給月額は一世帯あたり185,54ユーロである。

ただし、基礎手当と家族補足手当(多子手当)を同時に受給することはできない。

③ 就業自由選択補足手当 (Complément de libre choix d'activité et Prestation partagée d'éducation de l'enfant (PreParE))

就業自由選択補足手当は、3歳未満の子どもの養育のために保護者が就労を完全にまたは一部中断している世帯に対して、毎月支給される手当である(所得要件なし⁴)。支給額は以下の表1-1が示すように、基礎手当の受給の有無、就業中断の割合によって異なる。

表1-1 就業自由選択補足手当(基礎手当の受給の有無・就業中断の割合別)

| | 基礎手当受給無し | 基礎手当受給有り |
|-------------|-----------|-----------|
| 100%就業中断 | 579,13ユーロ | 392,48ユーロ |
| 50%就業中断 | 440,37ユーロ | 253,72ユーロ |
| 20%-50%就業中断 | 333,01ユーロ | 146,36ユーロ |

④ 保育方法自由選択補足手当 (Complément du libre choix du mode de garde)

保育方法自由選択補足手当は、6歳未満の子どもを扶養している世帯が認定保育ママ(ベビーシッターを含む)を個人的に雇用した場合等に、当該保育者の雇用に関わる賃金や社会保険料の一部を補てんするために毎月支給される手当である。公的資金投入により価格が抑えられている保育所との負担格差が縮小されるため、保護者はより自由に保育方法を選択することができる。所得要件(上限)はないが、最低所得額が定められている。また、以下の表1-2のように所得や保育方法によって支給額が異なる。

⁴ ただし、出産前の所定期間、年金保険料を納めている必要がある。

表 1-2 保育方法自由選択補足手当：子が3歳未満のケース（3歳～6歳はおよそ半額になる）

| | 保育者を直接雇用 | 保育者を企業等から派遣 |
|--------------------|-------------|-------------|
| 年収下限 20427 ユーロ | 463, 24 ユーロ | 701, 00 ユーロ |
| 年収 20428-45392 ユーロ | 292, 11 ユーロ | 584, 17 ユーロ |
| 年収 45494 ユーロ以上 | 175, 24 ユーロ | 467, 34 ユーロ |

年収の下限は子の数によって異なる。20427 ユーロは子1人のケース。

(5) その他の手当

一人親世帯を対象とした家族支援手当（allocation de soutien familial : ASF）、障害を持つ子を扶養する世帯を対象とした障害児教育手当（allocation d' éducation de l' enfant handicapé : AEEH）、事故や障害を持つ子に保護者が付き添う必要がある場合に支給される親付き添い手当（allocation journalière de présence parentale : AJPP）、住宅手当（allocation de logement）がある。

3. 子育てに関連する主な現物給付（無償、または、公的資金投入により安価で提供）

フランスでは、3歳児のほぼ100%が保育学校へ通うため、3歳以上の子の預け先はあまり問題にならない。3歳未満の託児サービスの供給は欧州議会が目標とする「児童数の3分の1」はクリアしているものの、需要が多い保育所に関しては供給が不足しているため、保育ママ（ベビーシッター）を利用する人、両親自ら世話をしているケースが少なくない。

表 1-3 子育てに関連する主な現物給付

| 3歳未満 | | 3歳～5歳 | 6歳以上～15歳未満 | 15歳～ |
|------|------------|-------|-------------------|--------------------|
| 保育所* | 保育学校（無償）** | | 義務教育（無償） 放課後教育 | 私立学校を除いて 大学まで無償 |
| 保育ママ | | | | |
| 一時保育 | | | | |

*公立保育所、事業所内託児所、家庭型保育所等様々な形態がある

** 2歳から入所が可能である。

4. 子育てに関連する主な休暇

(1) 出産休暇（所得保障：賃金の手取り基礎日額100%）

第1子もしくは第2子出産の場合は産前6週間産後10週間、第3子以降出産の場合は産前8週間産後18週間取得することができる。

(2) 父親休暇

子の誕生後4か月以内に連続して最長11日（所得保障：賃金の手取り基礎日額100%）取得することができる。父親の出産休暇（3日）と合わせると2週間になる。

(3) 育児休暇（育児休暇中の所得補償については前述の「就業自由選択補足手当」参照）

2015年以前に生まれた子については、父親、母親のいずれかが1年間取得できる。子が3歳になるまで延長が可能。

2015年1月より後に生まれた子については、以下の期間が適用される。

1人目：子が1歳の誕生日を迎えるまでの1年間。ただし、親1人あたりが取得できるのは最長6か月間である。

2人目以降：子が3歳の誕生日を迎えるまでの3年間。ただし、親1人あたりが取得できるのは最長2年間である。

(4) パートタイム労働（育休中の選択肢の1つとしてのパートタイム労働であって、短時間勤務制度とは異なる。前述の就労自由選択補足手当参照）

子が3歳になるまで週16～32時間の短時間勤務が可能である。復帰後は出産前の職または同等の職が保障されている。

(5) 病児看護休暇

16歳未満の子が病気または事故の場合、年間最大3日取得できる。（子どもが1歳未満または3人以上の場合は5日）

(6) 親付き添い休暇

子どもが大きな病気や事故、障害のため付き添いを必要とする場合、3年間で最大310日取得できる。分割取得は不可。

5. 企業における両立支援施策

企業に勤める労働者達の両立に関する権利は、前述のような政府主導の家族政策や労働法によって最低限が保障されている。そして、それらをさらに（一部の）企業の労使協定や公務員規定が強化している。近年の傾向として、企業内における労使協定の中で両立支援に関する職場レベルでの取り決めが行われるようになってきている。

フランスは、伝統的に全国レベル、あるいは産業部門レベルで結ばれる労使間協定が基本とされており、労働組合のある企業においてはそれらが企業内労使間交渉での基準となり、労働組合のな

い企業においてはそのものが適用されてきた。しかし、2000年以降、企業レベルでの労使間交渉・協定が重視されるようになってきた。この変化の背景には、20世紀から21世紀にかけて集团的労使関係の分権化が進められたこと、2002年よりすべての企業に適用となった週35時間制を契機に時間短縮、雇用、賃金を労使で話し合う企業内協議が急激に増えたことがあげられる。

企業レベルでの労使協議と週35時間制は勤務体系の多様化と柔軟化を促し、フランス企業で働く労働者達の両立をサポートしている。以下、企業レベルでの労使協議の場である企業委員会と週35時間制を紹介する。

(1) 企業委員会

50人以上の従業員を雇用する事業所に設置義務がある。毎月あるいは2ヶ月に1度開催され、労働時間や作業編成などについて協議される。事業所内託児所設置についてもここで話し合われる。

(2) 35時間労働法と労働時間の柔軟化

35時間労働法導入によって、組織における労働時間短縮(RTT: Réduction du Temps de Travail)と労働時間の柔軟化(ATT: Aménagement du Temps de Travail)が進んだ。より具体的には、①労働時間の年間管理化(Annualisation)と②短時間勤務が大きく促進された。

① 労働時間の年間管理化

週35時間制導入にともない、週35時間が適用対象外である管理職に対しては、年間勤務日数の契約(forfait en jour)をすることが求められている。年間勤務日数の上限は218日である。

② 短時間勤務制度

フランス国立統計経済研究所(INSEE)の雇用統計(Enquête Emploi)(2007)によれば、無期雇用(CDI)のうち約16%が短時間勤務である。週35時間制の導入をきっかけに週4日勤務が普及し、管理職でも週4日勤務という働き方を選択している人がある。ただし、こういった働き方は女性に偏っている。2014年より短時間勤務の最低時間(週24時間)が定められた。

【参考文献】

フランス首相府法律・行政情報局 (La Direction de l'information légale et administrative)
HP, <http://www.vie-publique.fr/>

西村 智(2011)「フランス企業のワークライフバランス」『EU 統合の深化 市場と企業の日本・EU 比較』6章, 日本評論社.